

資料

平成 3 1 年第 1 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 1 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第1条関係）	1
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第2条関係）	2
	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第3条関係）	3
	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案（第4条関係）	4
議案第 2 号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	
	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正案	5
議案第 3 号	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	
	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案	6
議案第 4 号	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について	
	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正案（第1条関係）	8
	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正案（第2条関係）	9
議案第 6 号	藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正案	10
議案第 7 号	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	12

議案第 1 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第24条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第24条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあつては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあつては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表
（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 職員に支給する期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職又は死亡した場合においては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額は<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 （略）</p>	<p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 職員に支給する期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職又は死亡した場合においては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額は、<u>6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の202.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 （略）</p>

○議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者 にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により その職を離れた日現在）において議員報酬の月額及びその議員報酬の月 額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の195</u>を乗じ て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と する。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>	<p>（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者 にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により その職を離れた日現在）において議員報酬の月額及びその議員報酬の月 額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合に においては100分の187.5、12月に支給する場合においては10 0分の202.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>

議案第 2 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(時間外勤務)</p> <p>第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要があると認めるときは、職員に対し、第2条から第4条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ずることができる。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(時間外勤務)</p> <p>第7条 任命権者は、公務のため臨時の必要があると認めるときは、職員に対し、第2条から第4条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ずることができる。</p>

議案第 3 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料の減額)</p> <p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6の額を超える場合には、第13条の6の額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>510,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6の額を超える場合には、第13条の6の額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>275,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>500,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p>

改正後	改正前
<p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月の属する年度末までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第 4 号

藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

○藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(所得制限)</p> <p>第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としてしない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から9月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(所得制限)</p> <p>第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としてしない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

○藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成30年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表
（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 第2条の規定による改正後の藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条の2第1項第1号及び第2項の規定の適用については、<u>平成31年9月30日</u>までの間、同条第1項第1号中「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者」と、同条第2項中「所得税法に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正前の所得税法に規定する控除対象配偶者」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 第2条の規定による改正後の藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条の2第1項第1号及び第2項の規定の適用については、<u>平成31年6月30日</u>までの間、同条第1項第1号中「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者」と、同条第2項中「所得税法に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正前の所得税法に規定する控除対象配偶者」とする。</p>

議案第 6 号

藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

○藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年藤井寺市条例第28号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同項第1号に規定する学校</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業</p>

改正後	改正前
<p>を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

議案第 7 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

